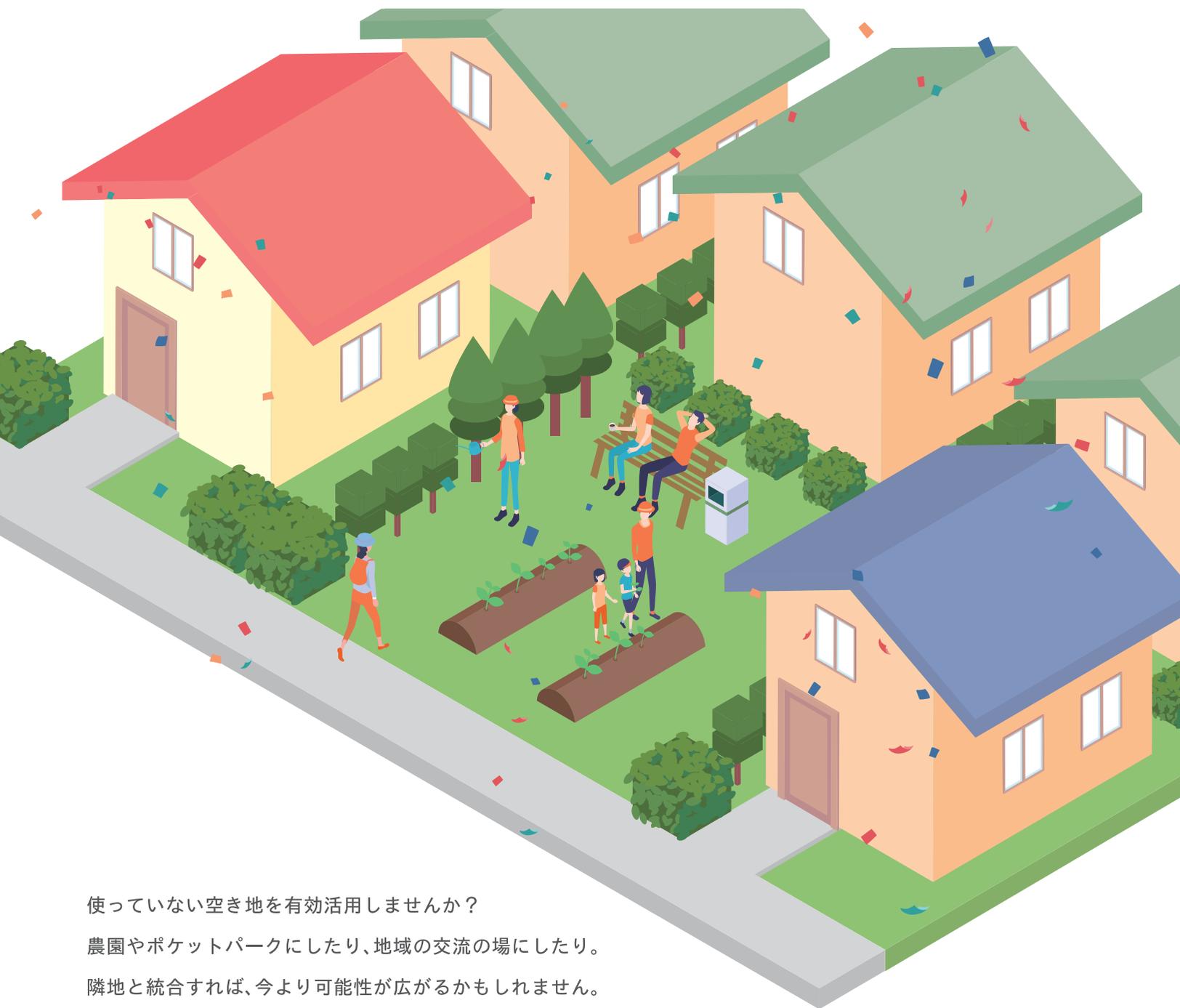


# 使っていない空き地の 活用を応援します！



使っていない空き地を有効活用しませんか？

農園やポケットパークにしたり、地域の交流の場にしたり。

隣地と統合すれば、今より可能性が広がるかもしれません。

すぐに決められないなら、周りに迷惑をかけないように、

まずは草が生えない対策をすることも大切です。

神戸市では、そんな空き地の活用を応援しています。

# 空き地活用応援制度



## 所有者ご自身で整備する

### 整備費補助 -個人整備型

農園として使ったり、ポケットパークとして提供するほか、雑草を生やさない対策をする場合に、整備費等を補助します。

補助率 1/2

補助額 最大10万円

## 隣地と統合する

### 隣地統合型

「狭い」「再建築ができない」など単独では流通しにくい土地を隣地と一体化して使う場合、売買にかかる仲介手数料や所有権移転登記費用のほか売却・合筆に必要な測量・明示・登記費用を補助します。

売主にも  
買主にも

補助額 最大50万円

※法人間の取引は対象外です。

## 地域団体やNPOに使ってもらう

マッチングの  
お手伝い

### 地域利用バンク

空き地を地域利用のために「使ってほしい方」と「使いたい方」が情報を登録でき、その情報を公開することで、マッチングをお手伝いします。

仲介手数料や  
登記費用の補助

### 初期費用補助

賃貸借や売買にかかる仲介手数料や所有権移転登記費用を補助します。

補助額 最大50万円

条件 2年以上の活用継続

固定資産税等の  
補助

### 維持費用補助

無償で貸し出していただく所有者の方に、固定資産税などの相当額を補助します。

条件 2年以上の使用貸借

アドバイザーの  
派遣

### アドバイザー派遣

空き地の整備計画などについて、アドバイザーの助言が無料でうけられます。

派遣回数 最大10回

整備費の  
補助

### 整備費補助 -団体利用型

地域利用するために必要な、樹木雑草の撤去や花壇、水栓、ベンチなどの整備費用に使えます。

補助額 最大100万円

条件 2年以上の活用継続

- ⚠️ 交付決定前に対象事業に着手してしまうと、補助対象とすることができません。必ず事前に、時間の余裕を持ってご相談ください。
- ・予算がなくなりしだい申請受付を終了します。

## 問合せ・申請窓口



神戸市すまいの総合窓口  
**すまいるネット**

☎ 078-647-9933

FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

すまいるネット 神戸 検索



HPはコチラ